

第8期介護保険事業計画を策定

3年度から保険料が改定

第8期介護保険事業計画の策定に伴い第1号被保険者（65歳以上）の保険料が変わりました。

◎保険料は9段階

保険料は第7期と同じく所得に応じて9段階に分けられます。

◎基準月額を改定

第1号被保険者の介護保険料の基準月額が53,777円から56,000円に改定されました。本町でも年々高齢化が進み、昨年10月現在の高齢化率は39・5割、後期高齢化率は21割となりました。これに伴い、介護を必要とする人も増え、介護サービスの需要も増加傾向にあります。また、介護報酬も0・65割の引き上げとなることから、今回の見直しを行う理由となりました。厳しい経済事情が続く中での料金改定で、皆さんにご負担をお願いしますが、ご理解をお願いします。

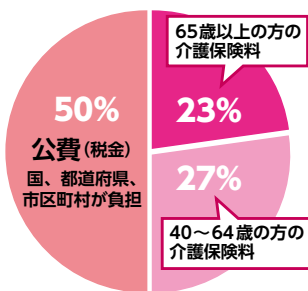
◎低所得者への軽減制度

町では、収入が一定以下の方を対象に、保険料の軽減を行っています。対象となるのは住民税非課税世帯にあつて、一定の

条件を満たしている人です（下表2）。保険料の減額を受けるためには本人の申請が必要となりますので、対象となる人は手続きをお願いします。

◎保険料は介護保険を運営するための貴重な財源です

介護保険は、被保険者の皆さんが納める介護保険料と国や県、町が負担する公費（税金）を財源として運営されています。65歳以上の方の介護保険料は、町の介護サービス費用が賄えるように算出された「基準額」をもとに決定されます。期限内の納付にご協力をお願いします。



介護保険の財源の内訳

◆問い合わせ
介護保険係 ☎ 82-3111 内線135へどうぞ。

◆表1 保険料の段階と金額（年額）の改正内容

段階	第7期 (平成30年度～ 令和2年度)	第8期 (令和3年度～ 4年度)	対象者
第1段階	19,400円 (基準額×0.3)	20,200円 (基準額×0.3)	・生活保護受給者 ・生活保護受給者世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と他の所得額の合計が80万円以下の人
第2段階	32,300円 (基準額×0.5)	33,600円 (基準額×0.5)	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と他の所得額の合計が80万円を超え120万円以下の人
第3段階	45,200円 (基準額×0.7)	47,000円 (基準額×0.7)	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と他の所得額の合計が120万円を超える人
第4段階	58,100円 (基準額×0.9)	60,500円 (基準額×0.9)	世帯員の誰かが住民税課税で、本人は非課税で前年の課税年金収入額と他の所得額の合計が80万円以下の人
第5段階	64,500円 (基準額)	67,200円 (基準額)	世帯員の誰かが住民税課税で、本人は非課税で前年の課税年金収入額と他の所得額の合計が80万円を超える人
第6段階	77,400円 (基準額×1.2)	80,600円 (基準額×1.2)	本人が住民税課税で、前年の合計所得額が120万円未満の人
第7段階	83,900円 (基準額×1.3)	87,400円 (基準額×1.3)	本人が住民税課税で、前年の合計所得額が120万円以上210万円未満の人
第8段階	96,800円 (基準額×1.5)	100,800円 (基準額×1.5)	本人が住民税課税で、前年の合計所得額が210万円以上320万円未満の人
第9段階	109,700円 (基準額×1.7)	114,200円 (基準額×1.7)	本人が住民税課税で、前年の合計所得額が320万円以上の人

◆表2 介護保険料軽減制度の概要

軽減の対象となる人	軽減の内容
1 保険料第1段階のうち、老齢福祉年金受給者 2 保険料第1段階のうち、老齢福祉年金以下の収入で、次の4つの要件を全て満たし、生活保護を受けていない人 ▶ ①世帯全員が住民税非課税 ▶ ②世帯の年間収入が120万円以下（3人目から一人につき40万円を加算） ▶ ③住民税課税者に扶養されていない ▶ ④世帯の預貯金が100万円以下であるなど、一定以上の資産を所有していない 3 保険料が第2段階で、上記2の①～④の要件を全て満たす人	本来納めるべき保険料から、基準額（67,200円）の1/4を軽減